

協議項目 9 「特別職の職員の身分の取扱いに関すること」

協議項目 9 「特別職の職員の身分の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成 1 5 年 5 月 2 7 日提出

前橋広域市町村合併協議会
会長 萩原 弥惣治

特別職の職員の身分の取扱い

大胡町、宮城村及び粕川村の特別職の職員（三役及び教育長）の身分の取扱いについては、4市町村の長が別に協議して定める。

ただし、4市町村の合併に伴い、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づく参与等の臨時又は非常勤の特別職の職は設置しない。

1 特別職の種類			
前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
市長 助役（2 名制） 収入役 教育長 常勤監査委員 公営企業管理者	町長 助役 収入役（現在は空席） 教育長	村長 助役 収入役 教育長	村長 助役 収入役（現在は空席） 教育長

教育長は、地方公務員法上一般職の職員。

2 先進地事例			
つくば市	福山市	呉市	新発田市
両市町の長が別に協議して定める。	新市町の常勤の特別職の職員については、福山市及び新市町の長が別に協議して定めるものとする。 新市町の行政委員会は廃止し、非常勤の特別職の職員については、引き継がないものとする。	下蒲刈町の特別職の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。	豊浦町の特別職の職員（三役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

3 財政効果			
	10 年間の経費	財政効果	備考
合併しない場合	2,378,530 千円		
原則どおり三役及び教育長が身分を失った場合	873,944 千円	1,504,586 千円	-

経費は、三役及び教育長の給与及び共済費の合計。

議案第11号参考資料

特別職の職員の身分の取扱いに関する法令

地方公務員法

(一般職に属する地方公務員および特別職に属する地方公務員)

- 第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職に分ける。
- 1 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
 - 2 特別職は、左に掲げる職とする。
 - 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
 - 一・二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職
 - 一・三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
 - 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
 - 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
 - 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
 - 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

【市町村長】

地方自治法

- (市町村長)
- 第139条 省略
- 2 市町村に市町村長を置く。
(長の任期)
- 第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。
- 2 省略

【助役】

地方自治法

- (助役の設置)
- 第161条 省略
- 2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。
 - 3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。
(助役の選任)

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(助役の任期)

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

【収入役】

地方自治法

(収入役・副収入役)

- 第168条 省略
- 2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。
 - 3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。
 - 4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。
 - 5・6 省略
 - 7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。
 - 8・9 省略

【教育長】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育長及び事務局職員の身分取扱)

第22条 教育長及び第19条第1項及び第2項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱いに関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定があるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。

教育公務員特例法

(教育長の給与等)

- 第17条 教育長については、地方公務員法第22条から第25条まで(条件附任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件)の規定は、適用しない。
- 2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。

議案第11号参考資料

【監査委員】

地方自治法

(監査委員の設置及び定数)

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあつては2人とする。

(選任及び兼職の禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2・3 省略

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。

5 省略

(任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

【公営企業管理者】

地方公営企業法

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

一 水道事業(簡易水道事業を除く。)

二 工業用水道事業

三 軌道事業

四 自動車運送事業

五 鉄道事業

六 電気事業

七 ガス事業

2・3 省略

(管理者の設置)

第7条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第2条第1項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は2以上の事業を通じて管理者1人を置くことができる。なお、水道事業(簡易水道事業を除く。)及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち2以上の事業を併せて経営する場合においては、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者1人を置くことを常例とするものとする。

(管理者の選任及び身分取扱い)

第7条の2 管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

2・3 省略

4 管理者の任期は、4年とする。

5 管理者は、再任されることができる。

6 管理者は、常勤とする。

7~11 省略